

## 空き家にしないために今からできる予防対策！その2

前回に引き続き、今回も「空き家の予防策」をご紹介します。「まだ自分には関係ない」と思われる方も、いつか役に立つかもしれませんのでぜひ参考にしてください。

### 遺言書

遺言書とは被相続人（亡くなった方）が、相続財産の分配等につき、自分の意思を書面にしたもののことです。

相続の開始により実家等が空き家となるケースの中に、遺産分割協議が整わず、誰が相続するのか定まらないため、相続手続きが先送りにされている場合があります。相続が複雑であったり、相続人の中に認知症の人や行方不明の人がいたりすると、遺産分割協議が困難になり、実家等の処分も手つかずの状態になってしまいます。

このような場合、遺言書があれば、スムーズに対応できます。空き家にしないために、遺言書で、相続人の誰かに実家等を託し、その利用や処分等をお願いしておくこともできます。

遺言書を残すことは、効果的な空き家対策になるのではないのでしょうか。



### 遺言書3種類の比較

	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
作成方法	全文と日付を本人が自書し署名押印する（但し財産目録は除く）	本人が口頭で述べ、公証人が作成	本人が遺言書を作成封印し、公証人が所定の手続きをする
証人	不要	2人必要	2人必要
保管方法	自分で保管する	原本は公証人が保管する	自分で保管する
費用	かからない	・公証人の手数料 ・証人へのお礼	・公証人の手数料 ・証人へのお礼
秘密性	秘密にできる	公証人や証人に知られてしまう	秘密にできる
家庭裁判所の検認	必要	不要	必要
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分一人で作成できる</li> <li>費用がかからない</li> <li>書き直しや修正も自由にできる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効な遺言書が作成でき無効になりにくい</li> <li>紛失や偽造のおそれがない</li> <li>検認の必要がない</li> <li>正本を紛失しても再発行が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺言の内容を秘密にできる</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>自筆できない場合は利用できない</li> <li>形式に則っていないと無効になる危険がある</li> <li>紛失や偽造のおそれがある</li> <li>検認手続きが煩雑</li> <li>検認せずに開封すると過料になる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用がかかる</li> <li>証人が必要になる</li> <li>存在や内容を秘密にできない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用がかかる</li> <li>証人が必要</li> <li>検認手続きが必要</li> <li>遺言書は自分で作成して封印するので不備がある可能性が残る</li> </ul>

※令和2年度から自筆証書遺言を法務局で保管してもらえ「自筆証書遺言保管制度」が始まりました。

### 知って役立つ 情報

**Q** 私は妻と二人暮らしで、子どもはいませんが兄弟が3人います。今住んでいる家を妻に相続させる遺言書を作成しておけば、確実に妻の所有になり、私亡きあとも妻は安心して住んでいられるのでしょうか？

**A** 相続人には、遺留分がある相続人となない相続人がいます。遺留分とは、相続人が、遺産から必ず確保できる一定割合の相続分のことです。

被相続人（亡くなった人）の兄弟姉妹以外の相続人には遺留分が認められています。

将来のあなたの相続について、あなたの兄弟には遺留分は認められませんので、遺言書の内容のとおり、家は奥さんの所有にできます。

（参考文献 長野県司法書士会「ひとつとではない空き家問題」パンフレットより引用）

◆定住支援室定住支援係 ☎ 214-9298